

(仮称) 三大明神風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成28年9月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成28年7月29日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成28年7月29日（金）付 福島民報（朝刊：29面）（別紙1参照）

② インターネットによるお知らせ

平成28年7月29日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト（別紙2-1参照）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-11.html>

- ・いわき市のウェブサイト（別紙2-2参照）

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450751689820/index.html>

- ・株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト

（別紙2-3、2-4参照）

<http://eeh-development.com/sandaimyojin/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・福島県生活環境部環境共生課（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）
- ・いわき市本庁総務課（福島県いわき市平字梅本 21 番地）
- ・いわき市遠野支所（福島県いわき市遠野町根岸白幡 40 番地 1）
- ・いわき市三和支所（福島県いわき市三和町下市萱字竹之内 114 番地 1）
- ・いわき市常磐支所（福島県いわき市常磐湯本町吹谷 76 番地）

②インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙 2-4 参照）
<http://eeh-development.com/sandaimyojin/juran.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 28 年 7 月 29 日（金）から平成 28 年 8 月 29 日（月）まで
- ・縦覧時間：土、日、祝日を除く午前 9 時 15 分から午後 5 時まで
（各庁舎の開庁時間内に準ずる）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、福島県、いわき市のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

確認できた縦覧者数は 4 名であった。

（内訳）

- | | |
|----------------|-----|
| ・福島県生活環境部環境共生課 | 1 名 |
| ・いわき市本庁総務課 | 1 名 |
| ・いわき市遠野支所 | 1 名 |
| ・いわき市三和支所 | 0 名 |
| ・いわき市常磐支所 | 1 名 |

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 245 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

①環境影響評価準備書の縦覧等に関する新聞公告中に掲載した。

(別紙 1、別紙 2-1～2-3 参照)

②地域の回覧板で「お知らせ」を配布した。

・平成 28 年 8 月上旬 配布対象地区：遠野地区（約 1,650 世帯）
：三和地区（約 40 世帯）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【第 1 回】

- ・ 開催日時：平成 28 年 8 月 23 日（火） 19 時から 21 時
- ・ 開催場所：渡戸高野多目的集会施設（福島県いわき市三和町渡戸字高野 98-1）
- ・ 来場者数：9 名

【第 2 回】

- ・ 開催日時：平成 28 年 8 月 24 日（水） 14 時から 16 時
- ・ 開催場所：上遠野公民館（福島県いわき市遠野町上遠野堀切 1-1）
- ・ 来場者数：15 名

【第 3 回】

- ・ 開催日時：平成 28 年 8 月 24 日（木） 19 時から 21 時
- ・ 開催場所：入遠野公民館（福島県いわき市遠野町入遠野字前田 38-1）
- ・ 来場者数：18 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 28 年 7 月 29 日（金）から平成 28 年 9 月 12 日（月）まで
（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 3 参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で 7 名の方から 34 件の意見が提出された。

第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条及び第 19 条に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、意見の文章は誤字を含め表現を変更しないこととした。また、意見は内容別に順番を再整理している。

1. 事業計画

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>前略、貴「三大明神風力発電事業に係る環境影響評価準備書の電子縦覧」を拝見させて頂きました。現在東京在住の元いわき市民ですが、甚だ勝手ながら、私見を述べさせて頂きます。</p> <p>山間地に風力発電所を建設する必要性への疑問</p> <p>現在福島原発の事故により、再生エネルギーへの期待が高まっていることは理解しておりますが、風力発電について調べると、幾多の問題点があるようです。それらについて関係の方々には既にご存じであり、環境評価で確認されるでしょうからここでは触れませんが、そもそも日本の急峻な山間地に、敢えて大規模自然破壊をしてまで設置する必要性が高いとは考えにくいのです。</p> <p>元風力発電学会会長の牛山理事長(足利工業大学)によると、国内風力発電のポテンシャルは、陸上風力 3 億 kW(300GW), 洋上風力 16 億 kW(1600GW)にもなるとのことで、理論上は洋上風力だけでも全原発の総電力 4800 万 kW(48GW)をまかなえる計算です。従って日本の全原発が停止しても、国内に洋上風力さえあれば陸上風力発電は全く必要ない、ということになります。</p> <p>欧州では長大な浅瀬の続く海岸線が多く、風向きも安定しているため、洋上風力発電へのトレンドが高いようですが、日本の国土は狭く地形が複雑で風向きや風速も安定していないようです。</p> <p>従って、日本の狭くて急峻な山間地に、敢えて大規模自然破壊をしてまで風力発電所を建設すること自体が、日本の風土に適していないのではないのでしょうか。</p> <p>人の住まない山間地と言っても生態系の一部で有り、多くの登山者や林業生活者、また山菜やキノコ取りでも人の入る山域は多く、祖先代々受け継いだ貴重な自然遺産かつ山岳信仰の対象でもあり、そのため、風力発電は広い平野部や海岸線に設置するか、または洋上浮体式風力発電に注力すべきではないのでしょうか。【C 氏(東京都江東区)】</p>	<p>日本のエネルギー自給率は約 6%のみであり国のエネルギー安全保障、地球温暖化防止等の観点から再生可能エネルギーの普及は不可欠と考え、その一環として当事業を推進しています。広い平野部や海岸線とあわせ、風況の良い山間部における風力発電の推進も重要と考えています。</p> <p>洋上風力発電は、制度面、技術面においても実証試験段階にあり、事業化を進めるには相当程度時間がかかるものと考えております。</p> <p>なお、環境への配慮は重要な課題と捉えており、当事業の実施にあたっては、可能な限り環境影響を低減した計画づくりに努めてまいります。</p>
2	<p>地元メリットについて</p> <p>地元自治体の税収増加(操業期間に亘る固定資産税増)とありますが、固定資産税が増えても地方交付税が減額されるので増収はないと聞いています。都合の悪いことは隠しているのではないですか。</p> <p>メリットは建設期間に地元業者を積極起用することのみです。観光客の増加になるかの如く説明がされました。過去には観光客の増になった例もあるようですが、風</p>	<p>地方交付税の減額は、固定資産税による税収増加の 75%程度であり、残りの 25%分程度は純増となります。</p>

	<p>力発電が珍しくなくなった現在では、観光客が減っていることを先例が示しており、地元のメリットはありません。【D氏（福島県いわき市）】</p>	
3	<p>いわき市の意見書に答えていない</p> <p>いわき市の意見書に「落雷や強風等による風力発電機の破損・倒壊事故が発生しており、近年、気象変動による土砂災害が増加する傾向にあることから、安全対策を準備書において具体的に示すとともに、万が一事故が発生した場合の復旧方法や風力発電耐用年数経過後の対応についても、準備書において具体的に示すこと。」とされています。</p> <p>しかし、維持管理、落雷、故障、事故等の対応、耐用年数20年を過ぎた場合、営業終了後施設はどうするのかに触れていません。【D氏（福島県いわき市）】</p>	<p>事業地は国有林が大半を占めており、森林管理局との国有林の利活用協議において土砂災害の観点を含め審査されます。また、電気事業法の下「工事計画届」の手続きにおいて経済産業省から安全性について審査を受け、その中で構造計算等についても専門家の確認を受けた後に建設を行います。</p> <p>当社では、開発、建設、操業と、一貫して自社で責任を持って行っており、メンテナンスも自社で実施しています。万が一事故が発生した際には、速やかに原因の分析と復旧、再発防止の検討を行います。</p> <p>耐用年数の経過後については、地元関係者と協議し、事業の継続、または建て替え、または撤去を検討します。</p>
4	<p>総合的な意見</p> <p>貴社で2010年12月より運転開始した「ユーラス滝根・小白井ウインドファーム」の発電・売電実績が公表されておらず、自然エネルギーとしての風力発電がどの位寄与しているのか・いないのか判断の材料がありません。</p> <p>温室効果ガス排出削減になるとの説明ですが、現在稼働の風力発電では削減になっていません。具体的に説明してください。</p> <p>事業者の説明は都合の良いことばかりで「すべて問題なし、問題あれば検討します。」のあいまいな表現に「善処してくれる」と誤解を与えて納得させており、不安の解消はされていません。</p> <p>しかも、有効な発電・売電ができるのか？温室ガス削減になるのか？地元でメリットがあるのか？真実は明らかにされていません。</p> <p>年平均でない春夏秋冬と8月の13時～16時の風況、発電・売電状況・の公表を要望します。</p> <p>低周波・騒音等の基準値・参考値は安全値ではなく、3kmより遠くの住民にも被害をもたらしております。発生した場合の運転停止を含め、速やかに対応を約束すること。</p> <p>事故処理や20年を過ぎ事業終了時の撤去・現状復帰、山林復元、責任の明文化を求めます。</p> <p>地元へのメリットは全くなく、我慢と犠牲が強いられ、事業終了の20年後、残るのは廃物となった施設と自然破壊のみとなる可能性が極めて大きい。</p> <p>福島県の集計でも登山など自然を体感できる地域を訪れる観光客は増加しており、</p>	<p>電気の使用に伴う二酸化炭素排出量については、電気の使用量に排出係数を乗ずることで算定されます。風力発電による二酸化炭素の削減効果は、東北電力から供給される電気の使用に伴う二酸化炭素排出量から、風力発電所から供給される電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を差し引くことで計算されます</p> <p>【風力発電所の想定年間発電量×(東北電力の排出係数－風力発電の排出係数)】。なお、電力会社の排出係数については毎年度各社のHPにて公表されています。また、風力発電の排出係数については一般財団法人電力中央研究所から公表されています。</p> <p>風力発電機の稼働に伴う騒音、低周波音の問題については、事業者としても十分に認識しています。そのため、準備書の予測においては、影響が最大限になると想定される条件で予測・評価を実施し、それらの結果を踏まえて住居からの離隔を確保しました。また施設稼働後も事後調査を実施し、影響が懸念される場合には、専門家の助言等を踏まえ原因の分析を行い、状況に応じて適切な対策を講じます。</p> <p>万が一事故が発生した際には、速やかに原因の分析と復旧、再発防止の検討を行います。事業終了時の撤去については、関係法令を遵守し適切な処置をいたします。</p>

	この計画は「山の資源を生かし観光交流人口を増やそう」しているいわき市の施策とも矛盾するものです。水道水源保護地域ともなっており、十分な説明、住民理解を得たとは言えない現段階で、この風力発電は建設すべきではありません【D氏（福島県いわき市）】	
5	建設に関しての要望 予定の風車 T1、T2 はもちろん、T3 と T17 もできうる限り建設中止か人家から遠い他の場所に建設地の移動を考えるべきと考えます。 さらに、地域住民は発電事業によって利益を得るわけではないので、問題等が起きたときは最優先で対策を講じることを住民に約束できない場合は、安易に事業に着手しないよう、強く要望するものです。【E氏（福島県いわき市）】	風力発電機の住居との離隔距離については、一定の距離を確保しており、また、予測・評価の結果からも住居への環境影響は小さいと考えています。今後も事後調査等を通じて状況の把握に努め、環境影響が懸念される場合には更なる保全措置を検討します。 また、今後も地域の皆様のご要望等に応じて説明会を開催し、地域の皆様のご理解を得るよう努めてまいります。
6	私自身また、私の所属している、集団団体等の仲間達に一堂にげせないもの多々、有ります。 私自身は、18年間国家のプロジェクトチームの要員として自然保護の第一線で活やくしてきたつもりです。本当に我がふるさといわきの地区にこんなとてつもなく大々的発電プロジェクトプランは、とても、容認出来る代物でありませ私達はいくまでも、絶対反対とんでもない事です。時間を十分かけ、地元住民に説明し、納得してもらおうのが出来ないとすれば論外の話です。持続可能なエネルギーの事は百も承知の上私達は云ってをります。ただ何もかも反対のノロシを上げるのでありません。もう少大人の意見をかはすので紳士的であると節に思います 一老を要すもの、良く良く考えるべきであると思います。以上なり【F氏（福島県いわき市）】	エネルギー安全保障、地球温暖化防止等の観点から再生可能エネルギーの普及は不可欠と考え、その一環として当事業を推進しています。福島県では「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」で再生可能エネルギーの飛躍的な推進を復興に向けた主要施策の一つとして位置づけ、風力発電においては2020年度に設備容量で200万kW、2030年度には400万kWの導入目標を掲げております。 一方で、当社は環境への配慮は重要な課題と捉えており、当事業の実施にあたっては、可能な限り環境影響を低減した計画づくりに努めてまいります。 また、今後も地域の皆様のご要望等に応じて説明会を開催し、地域の皆様のご理解を得るよう努めてまいります。
7	大規模開発である本計画は災害発生のリスクを増大させるものであり、抜本的な見直しが必要である。【G氏（福島県福島市）】	専門家、関係機関等のご指導を受けながら安全確保を前提に事業を推進します。

2. 騒音・低周波音・振動

No.	意見の概要	事業者の見解
1	いわき市の意見書に答えていない騒音、低周波について 『施設の稼働時における「騒音」及び「超低周波音」については調査期間を4季に分けそれぞれ設けること。』『稼働後に付近住民から「低周波音」に関する苦情が申し立てられた場合の環境保全措置について検討し、可動制限を含めて、その検討結果については準備書において具体的に示すこと。』が示されていません。【D氏（福島県いわき市）】	施設の稼働時における「騒音」及び「超低周波音」の調査については、準備書P.269に記載のとおり、秋季に3日間連続して調査を実施することで、様々な風向・風速下におけるデータを取得しております。このため、調査地点の代表的な騒音の状況を把握できており、調査期間としては適切であったと考えております。 稼働後の「低周波音」の影響については、準備書 p.477 に記載の環境保全措置を講じるとともに、同ページに記載のとおり付近の住民の皆様から苦情等のお問い合わせ

		せを頂いた場合には、速やかにヒアリングを行い、原因の究明に努めるとともに、状況に応じて、専門家等の助言を踏まえて対策を検討します。
2	<p>私は持続的な経済活動を続ける上で再生可能エネルギーの拡大は進めるべきものと考えていますが、発電事業を行う予定の当該地域付近に住む住民にとっては、直接の恩恵を受けるわけではないので、「受忍限度」という概念は該当しないと考えています。このため、住民の不利益は可能な限りゼロに近づけなくてはなりません。また、住民もそれを主張できる権利を有するものと考えられます。</p> <p>以上の前提を踏まえ、考えられる問題点と、その対応策に関して意見を述べたいと思います。</p> <p>騒音および超低周波騒音に関して 稼働が始まった場合、もっとも問題となりそうなのが騒音です。一般の騒音に加え、風力発電装置の場合、超低周波音が問題となっています。特に超低周波の問題は防音対策も難しいので稼働してからでは対策が困難です。このため、住民生活に支障が出ないように、建設前に十全な評価が求められます。一般に、超低周波音の及ぶ範囲は発電機の高さの十倍程度の距離に及ぶと言われており、今回は発電機の高さが120m程度で、もっとも近い人家までの距離が1.3kmということです。数値的には問題ないといわれる距離のぎりぎりの値であり、超低周波音に対する人体の反応の度合いが個々人で相当のバラつきあるということを見ると、安全を考えて2倍の余裕は欲しいと思います。ですから最低でも2km以上の距離は必要と考えられます。 【E氏（福島県いわき市）】</p>	<p>風力発電機の稼働に伴う騒音、低周波音の問題については、事業者としても十分に認識しています。そのため、準備書の予測においては、影響が最大限になると想定される条件で予測・評価を実施し、それらの結果を踏まえて住居からの離隔を確保しました。</p> <p>なお、騒音及び超低周波音については予測結果に不確実性があり、特に超低周波音については、ご指摘のとおり、人によって感じ方が異なる可能性があることから、事後調査を実施いたします。加えて、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて対策を検討いたします。</p>

3. 水質

No.	意見の概要	事業者の見解
1	水質は記載してあるが流量について触れられておらず、土石流の不安が解消されません。【D氏（福島県いわき市）】	土石流の対策の重要性については十分に認識しております。専門家、関係機関等のご指導を受けながら安全確保を前提に事業を推進します。
2	<p>水質 発電所の西側にあたる遠野地域、特に入遠野地域ではほとんどの地域で公共水道が通っていないため、表層水を農業用水と上水（家庭用水）、地下水を上水で利用しています。表層水・地下水ともに5年前の大地震で水系が大きな影響を受け、これまでと水の流れが変わりました。発電所の設置場所は尾根付近のため、地下水に大きな影響を与えるとは考えられませんが、表層水への影響は避けられないと考えられます。建設に伴う土砂の移動等により、特に工事の直後は地盤の軟弱化で大雨での土</p>	<p>表層水の濁りについては、主に工事中に発生する懸念がありますが、沈砂池の設置や緑化等によって影響を低減することとしています。</p> <p>また、前述のとおり土石流や地滑り等、土砂災害については、専門家、関係機関等のご指導を受けながら安全確保を前提に事業を推進します。</p>

	砂の流失が起きやすく、表層水の濁りはもちろん、場合によっては土石流や地滑りを誘引させる可能性があります。入遠野地域は福島県内でも大雨常襲地域であり、天王や東山の上流地域は風化しやすく脆い花崗岩地域でもあるため、土砂災害には特に注意が必要です。【E氏（福島県いわき市）】	
--	--	--

4. その他の環境（地形・地質、風車の影・電波障害 等）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電の影について 不快感を与える可能性があるとしながら、具体的に説明していません。【D氏（福島県いわき市）】	準備書 p. 523 に風車の影（シャドーフリッカー）による予測・評価の結果及び環境保全措置を記載しております。 シミュレーションによる予測の結果、対象事業実施区域周辺の複数の地区において、ガイドラインの指針値を上回る住居があると予測しましたが、シミュレーションは365日晴天で、周辺に遮蔽物が無いという前提です。なお、一般論として影のちらつきの影響は距離が離れるほど気になりにくくなります。当事業では、1.3km以上の離隔を確保しているため、影響は小さいものと考えます。
2	湯の岳断層の影響 建設予定地の近くには、5年前の東北太平洋沖地震のちょうど一月後、4月11日に震度6弱の地震を引き起こした2つの断層のうちの一つ・湯の岳断層が走っています。湯の岳断層は藤原町から入遠野の往生山付近まで伸びていますが、通常、断層は末端で数本に枝分かれして終わっているといわれるので、天王付近では地質図に書かれていない数本の断層に分かれている可能性があります。この断層はまだ活動中で、いまだに余震の際少しずつずれています。また、今後大きなずれ（余震）が起きる可能性もあり、活断層の近くに作るのは耐震対策を施していても避けるべきと考えます。【E氏（福島県いわき市）】	今後、断層によって発生する地震度を詳細設計に取り込み風車支持物（基礎、タワー）の健全性を確認し、電気事業法の下「工事計画届」の手続きにおいて経済産業省から審査を受けます。その中で構造計算等についても専門家の確認を受けた後に建設を行います。

5. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■ コウモリ類の調査手法及び専門家等へのヒアリングについて</p> <p>P323「高空を飛翔するコウモリ類の有無に留意して調査を行った」とあるが、まずは使用したバットディテクターの機種と探知可能距離について記載せよ。そもそもバットディテクターの探知距離は短く、地上からいくら「留意」しても高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほぼ探知できない。</p> <p>P290 専門家等の意見には「高空の調査を行うこと」とあるが、実際には事業者は高空の調査を行っておらず、ただ単に「留意した」に過ぎない。事業者は「留意」することで専門家の指摘した「高空の調査」をしたように見せかけている。つまり専門家へ意見を聞いたが、実際には、偽装した手抜き調査を行ったということだ。これは欺瞞行為である。</p> <p>本準備書は欺瞞行為により作成されており、記載内容が信頼できない。</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」及び「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施の手引き」（環境省）に従い、コウモリ類の専門家の指導の元、追加調査を行うべきだ。【A氏（神奈川県川崎市）】</p>	<p>コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。その調査結果を踏まえて予測・評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減するために、環境保全措置を実施することとしています。</p> <p>なお、専門家の助言を踏まえて、調査地域内の数地点において、約10mのポールの先端にバットディテクターのマイクを設置し、地上の虫の鳴声等のノイズの影響を軽減し、上空のコウモリの飛翔状況の把握に努めました。</p>
2	<p>■ 専門家等へのヒアリング日時を記載せよ。【A氏（神奈川県川崎市）】</p>	<p>ヒアリングは2014年12月12日及び2016年8月31日に実施しています。</p>
3	<p>■ コウモリ類の調査手法について</p> <p>以下の事項について記載に不備がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用したバットディテクターの機種及び台数の記載がない。 ・バットディテクターによる調査について、調査日ごとの調査開始時刻と調査終了時刻が記載していない。 ・バットディテクターによる調査について、調査日ごとの天候、気温、風速が記載していない。 ・使用したバットディテクターの探知可能な距離について記載がない。 ・バットディテクターによる調査の調査位置（踏査ルート）の記載がない。 ・専門家等の意見に「コウモリ類の調査は専門家に同行してもらうこと」とあるが、調査は専門家が同行して行ったとの記載がない。専門家が同行したならば、その日時を記載せよ。同行しなかったのなら、その合理的な理由を記載せよ。【A氏（神奈川県川崎市）】 	<p>コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。</p>
4	<p>● コウモリ類の追加調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上から「留意した」としても高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほぼ探知できない。事業者は「高空を飛翔するコウモ</p>	<p>コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。</p>

	<p>リ類の有無に留意」した結果、重要なコウモリ類を「地上付近」で確認した。しかし事業者は高空の調査は行っていないので、実際にコウモリ類が高空、つまりブレードの回転範囲をどのように利用しているか知る由もない。高空の調査はコウモリ類の影響予測には必須で、専門家の指摘にもあるとおり技術的にも十分実施可能である。それにもかからず、事業者が高空の追加調査をしなかった、科学的な根拠があるならば示せ。</p> <p>もし科学的な根拠がないのなら、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」及び「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施の手引き」（環境省）に従い、コウモリ類の専門家の指導の元、至急、追加調査を行うべきだ。事業者はコウモリ類について手抜き調査をするな。【A氏（神奈川県川崎市）】</p>	<p>なお、専門家の助言を踏まえて、調査地域内の数地点において、約10mのポール先端にバットディテクターのマイクを設置し、地上の虫の鳴声等のノイズの影響を軽減し、上空のコウモリの飛翔状況の把握に努めました。</p>
5	<p>■重要なコウモリ類の影響予測について P687「現地調査での確認回数が少なく、ブレード・タワー等への接近・接触に係るこれらの種への影響は小さいと予測する。」とあるが、まずはバットディテクターによる調査で、調査範囲のどこを、いつ踏査したのか記載せよ。また、コウモリ類の確認日時を記載せよ。</p> <p>「現地調査での確認回数が少ない」とするならば、コウモリの活動期間中毎日、日没から日の出まで調査してから述べよ。むしろ、年間わずか12日（秋季はたった2日）の調査にも関わらずコウモリ類が確認されており、出現頻度は高い。「手抜き調査」をしたから「確認回数が少ない」だけであろう。</p> <p>コウモリ類は飛翔して移動するので、調対象事業実施区域で確認されたのであれば、改変区域内で確認されなくても、ブレードに接近・接触すると考えるのが当然だ。定性的予測ならば当該風力発電施設でバットストライクが起こる危険性は高く影響は甚大と言える。事業者はコウモリ類への保全対策を至急検討せよ。【A氏（神奈川県川崎市）】</p>	<p>コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。</p> <p>その調査結果を踏まえて予測・評価を行った結果、環境影響は小さいものと考えました。</p>
6	<p>■重要なコウモリ類の影響予測について P687「予測は不確実性を伴っている」とあるが、年間わずか数日の「手抜き調査」を行ったから、予測が「不確実」なだけである。</p> <p>「高空の調査」は十分実施可能なのだから、事業者はコウモリ類について追加調査をするべきだ。</p> <p>事業者が自ら記載したとおり、「コウモリ類がブレードタワーへの接近接触の可能性があり」、影響が予測されるので、保全対策を実施せよ。事後調査を「落とし所」にするな。</p> <p>事業者は追加調査のみによって得られる</p>	<p>コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。</p> <p>なお、専門家の助言を踏まえて、調査地域内の数地点において、約10mのポール先端にバットディテクターのマイクを設置し、地上の虫の鳴声等のノイズの影響を軽減し、上空のコウモリの飛翔状況の把握に努めました。</p>

	客観的かつ科学的根拠に基づき、「コウモリ類への保全対策」を、確実に実行せよ。 【A氏（神奈川県川崎市）】	
7	<p>■事後調査計画について</p> <p>コウモリ類の死体は小さいため、月 1～2 回程度の頻度では、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて消失してしまう。ひとつの風力発電機につき、最低でも 4 回以上／月の死骸探索を、すべての風車について行うこと。コウモリ類の死骸は廃棄せず、普通種も含めてすべて冷凍保存し、「コウモリの専門家」に分析（種の同定を含む）を依頼すること。もしコウモリの死体が発見された場合は、至急「コウモリの専門家」（バットストライクに十分な知識のある者）に相談し、必要な保全措置を講じること。【A氏（神奈川県川崎市）】</p>	<p>バットストライクについては月 1～2 回程度の事後調査に加え、日々の風車の点検時にも確認を行います。バードストライクについては環境省の手引きに基づき対応方法を社内で規定化しており、バットストライクについてもこれに準拠して実行いたします。影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、専門家の助言等を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置を講じます。</p>
8	<p>■コウモリ類について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。 ・重要種も、重要種以外のコウモリも、すべてのコウモリについて、十分な調査を行い、影響予測及び保全対策をしっかりと行って欲しい。 ・仮に事後調査でバットストライクが確認されたら、どう保全対策をとるつもりか？ 専門家に聞いて対処するならば、その専門家はだれか。また、事業者が実際に保全対策を実施するという担保はあるのか？ 事業者は専門家に意見を聞きながらコウモリ類について欺瞞的調査を行い、適切な影響予測を実施していない。このような姿勢でバットストライクが起きてから保全対策を考えるというのは信用できないし、事故が起こってからでは対応が遅すぎる。事業者はコウモリ類の影響予測と保全対策をまじめに考えるべきだ。【A氏（神奈川県川崎市）】 	<p>コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。</p> <p>バードストライクについては環境省の手引きに基づき対応方法を社内で規定化しており、バットストライクについてもこれに準拠して実行いたします。影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、専門家の助言等を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置を講じます。環境影響評価法にもとづき、事後調査結果及び更なる環境保全措置については報告書としてまとめ、公表いたします。</p>
9	<p>動物調査結果について</p> <p>①動物における重要な種の確認位置図が「生息地保護の観点から本書では位置図を掲載しておりません」とされているが、閲覧において第三者が客観的な見解が得られる資料を提示すべきである。非表示ではいつどこになにがどれだけいたのか判断できず、本当に確認があったのか証拠を示していないに等しい。またPDF等は印刷も保存もできない状態であるため、この配慮は不要ではないのか。それならば印刷や保存ができる閲覧方式にすべきである。そして、生息地保護を謳うならば風力発電事業など実施できないのではないのか。偽善的である。情報の無い無駄な図面の掲載は</p>	<p>一般的に、重要種を確認した生息地・生育地を示すことで乱獲や盗掘の恐れがあるため、重要種の生息地・生育地保護の観点から位置図を掲載していません。</p> <p>なお、福島県環境影響評価審査会及び経済産業省の環境審査顧問会においては重要種の確認位置を示した資料を用いて審査頂いています。</p>

	単なるページ増しにすぎず、本書を読みにくくしているだけである。【B氏（埼玉県さいたま市）】	
10	<p>高空を飛翔するコウモリ類について</p> <p>①ページ10.1.4-7(オ)において「高空を飛翔するコウモリ類の有無に留意して調査を実施」とあるが、「高空を飛翔するコウモリ類を対象として調査を実施」ではないか。</p> <p>②ヒナコウモリ科2(40KHz)についても予測評価を行うこと。高空で記録された40KHzの超音波音声を発する種には希少種が含まれている。</p> <p>③コウモリ類の高空飛翔調査の結果は、図10.1.4.1-14「鳥類（渡り鳥）の高度別飛翔経路（秋季調査）」のような、利用分布の頻度状況を図示すること。</p> <p>④表10.1.4.1-42(2)の20KHzのコウモリ及び40KHzのコウモリについて、それぞれ現地調査での地点別確認頻度（分布）を示してから影響予測を行うこと。表10.1.1.1-42(2)の移動経路の遮断・障害では「これらの種の現地調査での確認回数は少なく、ブレード・タワー等への接近・接触に係るこれらの種への影響は小さいと予測する」と記述されているが、比較が示されていない影響予測は主観的なものである。表6-1の1-2による知事意見「予測及び評価については内容が完結となるよう可能な限り定量的方法を用いること」に従い、客観的な判断ができるデータを示す必要がある。</p> <p>⑤ページ10.2-4の(4)及び表10.2.3-1(15)に「鳥類の事後調査を実施し」ではなく、「コウモリ類および鳥類の事後調査を実施し」とすること。【B氏（埼玉県さいたま市）】</p>	<p>コウモリ類については、県内のコウモリ類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家に調査方法をご指導頂き、調査にも同行していただきました。その調査結果（個体の確認数、確認された周波数等）を踏まえて予測・評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減するために、環境保全措置を実施することとしています。</p> <p>ヒナコウモリ科2（40KHz）については、重要種である可能性もあるため、評価書においては予測の対象といたします。</p>
11	<p>野生動物について、原発事故以来イノシシが増えています。イノシシへの影響、家畜への影響に触れられていません。【D氏（福島県いわき市）】</p>	<p>環境影響評価では、重要な動物の生息に与える影響を評価対象としているため、イノシシは対象外としています。</p>
12	<p>方法書段階で対象区域としたアクセス道路の変更を実施したように、山地災害の危険性が高く、大型猛禽類の衝突リスクが想定される北西地区（T13/T14/T15）や自然植生が発達する南部地区（T1/T2）、中央部（T8/T9）は中止とすべきである。また他の計画地でも植生図等では人口林とされるものの、現地は高齢級の自然植生（アカマツ優先）が残存していることから、希少猛禽類の詳細な調査を継続することを求める。また、改変面積の8割弱を占める道路開設において、緑化策を講じるとされるが、外来種等が生態系を攪乱している現状を踏まえ、外来種は混在しないよう厳格な管理を行うこと。</p> <p>（可能な限りとの表現は実施しないに等しい）【G氏（福島県福島市）】</p>	<p>山地災害（土石流等）の対策の重要性については十分に認識しております。専門家、関係機関等のご指導を受けながら安全確保を前提に事業を推進します。</p> <p>希少猛禽類を含めた鳥類については、バードストライクの影響を確認するための事後調査を実施し、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、専門家の助言等を踏まえ、状況に応じて更なる環境保全措置を講じます。</p> <p>植生への配慮として地形や既存林道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめる等の環境保全措置を実施し、影響の低減に努めます。</p> <p>緑化については専門家の助言を踏まえて適切に実行します。</p>

6. 景観・人触れ

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>景観破壊の問題</p> <p>貴縦覧書 69 頁で「主要な眺望点および景観資源、主要な眺望景観の状況」について、「水石山、高野花見山、湯ノ岳、滝富士からの視認性＝全て○(良好)」となっていますが、三大明神山から二つ石山、鶴石山の稜線は、いわき市内のどの地点からも望める山々の連なる美しい稜線です。ここに高さ 100m 以上の風車を 17 基も設置すると、稜線の姿が異様な眺めになってしまいます。</p> <p>例えば、仮に景観をシミュレートすると、水石山から眺めるこの美しい稜線が</p>  <p>こんな眺望になってしまいます。 (風車の大きさと位置は正確ではありませんが)</p>  <p>したがって、この山域に巨大風車を 17 基も設置することは、基本的に反対です。</p> <p>いわき山岳会では、毎年の暮れにいわき市民のために、「いわき七峰縦走大会」を開催し、多くの市民の参加をえています。三大明神山から二つ石山、鶴石山にかけての稜線がその主コースとなり、会員が毎年秋からコース整備を行い、12 月初旬に大会を実行しています。そのためヤードや工事用道路などが開削されると、コースが荒らされ登山者が混乱し、開催に支障をきたす恐れがあります。登山者がコース上の各地点から仰ぎ見る巨大風車の眺めも異様に映ることでしょう。</p> <p>従って、貴縦覧書の 70 頁には「人と自然のふれあい活動の場」の評価結果として、「環境保全措置を講じることにより、人と自然とのふれあい活動の場への影響は小さいと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する」と記載がありますが、「影響は小さい」ではなく「大きな影響がある」と考えます。</p> <p>また、2003 年環境省が開催した「国立国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する検討会」では、以下の保全措置が必要、としています。</p> <p>(1) 自然景観の保護上、核心的な地域を回避する。</p> <p>(2) 眺望対象である山稜線など景観上目立</p>	<p>稜線への風力発電機の配置には、様々なご意見等があることは事業者としても認識しておりますが、塗色等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p> <p>また、風力発電機の見え方については、環境省「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン(平成 25 年 3 月)」の中で参照されている送電鉄塔に関する基準によれば準備書 p. 863 に記載のとおり最大でも「環境融和塗色されている場合は気にならない」程度に該当しております。</p> <p>なお、「いわき七峰縦走大会」については、今後、主催者様との協議を行わせて頂き、ご要望等をお聞きした上で、縦走大会の開催・運営への影響が小さくなるよう、事業者として可能な限りの対策・対応を検討します。</p>

	<p>つ場所への立地を回避する。 (3)重要な展望地点から遠ざける。 (4)重要な眺望対象を含む視界からははずす。 (5)背景の地形スケールを損なわない規模とする。 (6)背景に溶け込みやすい色彩（例 薄いグレーなど）とする。 この観点からすると、当山域は国定公園ではありませんが、明らかに(1)(2)(3)(4)の各項に反していると考えます。</p> <p>従って、この山域の計画は撤回して頂くか、少なくとも、貴縦覧書記載の T13～T15, T8～T12, T16, T17 の位置は稜線上の縦走コースにあたり、景観上の問題も大きいので、これらの位置に風車は設置しないしてほしいと考えます。【C氏（東京都江東区）】</p>	
2	<p>山と自然を愛する市民の気持ち 最後に感情論になってしまいますが、湯ノ岳はもちろん、この湯ノ岳に連なる三大明神～二つ石山～鶴石山にかけての長大な稜線は、市内のどこからでも望める美しい風景です。山歩きを楽しむ市民はもちろん、一般市民の心にも「故郷の景色」として焼き付いていると思います。その風景が、白いトゲが刺さったような稜線に変貌してしまうと、心ある人々はこの山々を見るたびに違和感を感じることでしょう。</p> <p>以上、大変失礼ながら、一市民としての意見を書かせて頂きました。「自然保護と貴事業展開の両立」の一助になれば幸いです。【C氏（東京都江東区）】</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。稜線への風力発電機の配置には、様々なご意見等があることは事業者としても認識しておりますが、塗色等の工夫により可能な限り景観への配慮に努めます。</p>
3	<p>いわき市の意見書に答えていない 景観については「住民の生活領域における各風力発電機の垂直見込角ができるだけ、2度を超えることのないように、風力発電機の配置を計画すること」が達成されていません。</p> <p>ここで言っている垂直見込角は鉄塔の基準です。向こうが透けて見える鉄塔と風力発電のタワーでは見え方に大きな違いがあります。茨城県「自然公園における風力発電施設の新築および増築に関わる許可措置命令指導指針」における「視野角1度未満」「視野占有率0.02%未満」を準用すべきです。</p> <p>また、計画の三大明神から二つ石山、鶴石山の稜線はいわき市内の主要市街地から望むことができる美しい稜線です。やしおみ城、登山者の多い往生山、水石山、市街地も主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観に入れるべきです。【D氏（福島県いわき市）】</p>	<p>ご指摘のとおり、一部の地点においては、風力発電機の垂直見込角が2度を上回りますが、背景になじみやすい塗色とすることにより、影響を低減します。なお、垂直見込角の予測については環境省「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月）」の中で送電鉄塔に関する基準が参照されており、これを参考にしています。</p> <p>主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観については、文献調査と自治体へのヒアリング及び現地踏査の結果に基づいて選定し方法書に記載しております。</p>
4	<p>いわき市の意見書に答えていない 自然との触れ合い、 「いわき七峰縦走」についてのみで、「オ</p>	<p>「オートキャンプ場」については、対象事業実施区域からの距離が離れているこ</p>

	<p>ートキャンプ場、ハンモックガーデンについては触れられていません。【D 氏（福島県いわき市）】</p>	<p>と、アクセス路が工事用資材等の搬出入路と重複しないことから、調査・予測・評価の対象地点として選定しておりません。また、「ハンモックガーデン」については、準備書の公告時点（平成 28 年 7 月時点）で閉鎖しており調査・予測・評価の対象地点として選定しておりません。</p>
--	---	---

7. 廃棄物・放射性物質

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>放射性物質の影響については、「田人」地区と同様に対処すること。【G 氏（福島県福島市）】</p>	<p>事業実施の際には工事の前に放射性物質について調査を行い、その結果をふまえ福島県等関係機関と必要な協議を行います。</p>

8. その他

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■意見書の提出方法について 御社が縦覧に出した千ページ近くもある準備書を、環境の保全の見地から、わざわざ読み、無償で意見を述べるのに、郵送すると手間と費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは時間的・金銭的負担がかかり大変迷惑だ。御社はなぜ E メールで意見書を受け付けないのか？改善を望む。【A 氏（神奈川県川崎市）】</p>	<p>ウイルス等のセキュリティ上の観点等から、ご意見は郵送または意見書箱でいただくこととしております。</p>
2	<p>■アセス図書(PDF)の公開方法について 御社がインターネット公開した PDF は、ショートカットキーが操作できないように細工してある。プリントスクリーンができないようにしたいようだ。縦覧者は千ページ近くもある準備書をわざわざ読み、環境保全の見地からの意見を無償で述べるのに、なぜ縦覧者の利便性を損なう細工までするのかわ。そもそもショートカットキーを使わなくてもプリントスクリーンは可能だ。御社の法アセスに対する背信的な姿勢は理解できないが、それほど、御社の公開したアセス図書にはやましいことを記載してある、ということだけは理解した。しかし、縦覧者の PC 操作、つまり利便性を制限する権利は御社にないはずだ。この問題は、すでに環境省及び経済産業省に通告した。至急改善を望む。【A 氏（神奈川県川崎市）】</p>	<p>アセス図書縦覧中の印刷規制や、アセス図書の公表を縦覧期間中に限っている点については、データの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものです。</p>
3	<p>総括的事項について 縦覧について 三大明神風力発電の環境影響評価準備書の縦覧がされました。しかし、持ち出し・複写・撮影禁止では、私たちのような一般人が、この膨大な資料を読み解くことは困難です。電子縦覧もされているが期間を過ぎるとみることができません。【D 氏（福島県いわき市）】</p>	<p>縦覧図書の持ち出しはご遠慮頂いておりますが、準備書をコンパクトにまとめた“あらまし資料”については、縦覧場所や住民説明会の会場に配布資料として配置いたしました。</p>

4	<p>総括的事項について 説明会について</p> <p>説明会の冒頭に「説明会の撮影、録音は禁止。主催者側の撮影、録音はさせていただきます。」は納得できません。</p> <p>問題なし報告の根拠が明らかにされな いまま、実測または予測が環境基準を下回 るとされていますが、果たして山間部に都 市部の環境基準を当てはめてよいのでし ょうか？</p> <p>その不安を解消するのが対話であり情 報の公開だと思いますが、あまりにも一 方的すぎ、不十分です。【D 氏（福島県いわ き市）】</p>	<p>今後も地域の皆様のご要望等に応じて 説明会を開催し、地域の皆様のご理解を得 るよう努めてまいります。</p>
---	--	---

日刊新聞紙における公告

福島民報 (平成 28 年 7 月 29 日 朝刊 29 面)

環境影響評価準備書の公表について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)三大明神風力発電事業及び(仮称)田人風力発電事業の環境影響評価準備書を以下のとおり公表します。

◆事業者の名称 株式会社 エーラス エナジーホールディングス
代表者 代表取締役 稲角 秀幸

所在地 東京都港区虎ノ門四丁目二番二号

◆対象事業の名称(対象事業の種類、規模)
(仮称)三大明神風力発電事業(風力発電事業、約35,700kW)
(仮称)田人風力発電事業(風力発電事業、約21,600kW)

◆対象事業の実施区域
(仮称)三大明神風力発電事業：福島県いわき市遠野町入遠野地内他
(仮称)田人風力発電事業：福島県いわき市田人町貝泊地内他

◆関係地域の範囲
(仮称)三大明神風力発電事業：福島県いわき市
(仮称)田人風力発電事業：福島県いわき市、鉸川村、古殿町

◆準備書の縦覧
(仮称)三大明神風力発電事業
縦覧の場所：福島県生活環境部環境共生課、いわき市本庁総務課、いわき市遠野支所、いわき市三和支所、いわき市常磐支所
縦覧期間：平成二十八年七月二十九日(金)から平成二十八年八月二十九日(月)まで
縦覧時間：土日、祝日を除く午前九時十五分から午後五時まで
(開庁時間に準ずる)

電子縦覧：<http://ech-development.com/sandinyoin/>
(仮称)田人風力発電事業
縦覧の場所：福島県生活環境部環境共生課、いわき市本庁総務課、いわき市田人支所、鉸川村役場総務課、古殿町役場産業振興課
縦覧期間：平成二十八年七月二十九日(金)から平成二十八年八月二十九日(月)まで
縦覧時間：土日、祝日を除く午前九時十五分から午後五時まで
(開庁時間に準ずる)

◆意見書の提出
電子縦覧：<http://ech-development.com/tahito/>
準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出

提出期間期限：平成二十八年九月十二日(月)まで

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目三番二番三号 TEL：03-5404-1537
担当：野口、楠田

お問い合わせ時間：土日、祝日を除く午前九時十五分から午後五時三十分まで

◆準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

平成二十八年八月二十三日(火) (三大明神)	午後七時～午後九時(予定)	渡戸高野多目的集会施設
平成二十八年八月二十四日(水) (三大明神)	午後二時～午後四時(予定)	上遠野公民館
平成二十八年八月二十五日(木) (三大明神)	午後七時～午後九時(予定)	入遠野公民館
平成二十八年八月二十六日(金) (田人)	午後七時～午後九時(予定)	入旅人集会所
平成二十八年八月二十七日(土) (田人)	午後七時～午後九時(予定)	青生野集落センター

インターネットによる「お知らせ」 (福島県 ウェブサイト)



(仮称)三大明神風力発電事業

(更新情報)
平成28年7月29日(金)環境影響評価準備書が公表及び閲覧に供されました。

事業の名称	(仮称)三大明神風力発電事業			
事業者	株式会社ユースエナジーホールディングス			
事業の種類	風力発電所設置事業			
事業の実施区域(予定)	福島県いわき市湯野町入湯野地内 他			
事業の規模	出力	約25,700kW		
関係地域(※)	いわき市			
配慮書	公告日	平成26年10月21日(火)		
	聴取期間	平成26年10月21日(火)～平成26年11月20日(木)		
	聴取場所	いわき市本庁総務課、いわき市湯野支所、いわき市三和支所		
	意見書提出期間	平成26年10月21日(火)～平成26年11月20日(木)		
	福島県環境影響評価審査会	平成26年10月21日(金) 議事概要 [PDFファイル/451KB] 平成26年12月14日(日) 議事概要 [PDFファイル/321KB]		
知事意見	通知日	平成26年12月19日(金) 全文 [PDFファイル/161KB] 今後事業者は対象事業に係る環境影響評価の項目を決定する等により、環境影響評価方法を作成することとなります。		
方法書	公告日	平成27年7月1日(水)		
	聴取期間	平成27年7月1日(水)～平成27年7月31日(金)		
	聴取時間	午前9時15分～午後9時		
	聴取場所	福島県生活環境部環境共生課、いわき市本庁総務課、いわき市湯野支所、いわき市三和支所、いわき市常盤支所		
	意見書提出期間	平成27年7月1日(水)～平成27年8月1日(金)		
	説明会の開催	1. 平成27年7月26日(火) 午後7時～午後9時 津戸高野多目的集会所 2. 平成27年7月29日(水) 午後7時～午後9時 入湯野公民館		
意見数	21			
福島県環境影響評価審査会	開催日	平成27年6月2日(月) 議事概要 [PDFファイル/202KB] 平成27年11月10日(月) 議事概要 [PDFファイル/239KB]		
知事意見	通知日	平成27年10月3日(水) 本文 [PDFファイル/235KB] 経産産業大臣は、今後知事意見等を勘案して、事業者に対して環境影響評価項目等について勧告を行います。		
準備書	公告日	平成28年7月29日(金)		
	聴取期間	平成28年7月29日(金)～平成28年8月29日(月)		
	意見書提出期間	平成28年7月29日(金)～平成28年9月12日(月)		
	説明会の開催 (予定)	日時	(1)平成28年8月23日(火)午後7時～同9時 (2)平成28年8月24日(水)午後2時～同4時 (3)平成28年8月24日(水)午後7時～同9時	
		場所	(1)津戸高野多目的集会所 (2)上湯野公民館 (3)入湯野公民館	
		意見数		
	公聴会の開催	-		
	福島県環境影響評価審査会	開催日		
知事意見	通知日			

インターネットによる「お知らせ」
(いわき市 ウェブサイト)

「(仮称)三大明神風力発電事業」及び「(仮称) 田人風力発電事業」の環境影響評価準備書を次のとおり、縦覧しています。

【縦覧期間】

平成28年7月29日(金)～8月29日(月)

【縦覧場所(縦覧時間)】

● (仮称) 三大明神風力発電事業環境影響評価準備書

- ▶ いわき市役所本庁舎(1階 ロビー、縦覧期間中(土日祝日を除く) の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ▶ 遠野支所(縦覧期間中(土日祝日を除く) の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ▶ 三和支所(縦覧期間中(土日祝日を除く) の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ▶ 常磐支所(縦覧期間中(土日祝日を除く) の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ▶ 事業者ホームページ(縦覧期間中)
<http://eeh-development.com/sandaimyojin/>

● (仮称) 田人神風力発電事業環境影響評価準備書

- ▶ いわき市役所本庁舎(1階 ロビー、縦覧期間中(土日祝日を除く) の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ▶ 田人支所(縦覧期間中(土日祝日を除く) の午前8時30分～午後5時15分まで)
- ▶ 事業者ホームページ(縦覧期間中)
<http://eeh-development.com/tabito/>

【意見書の提出】

準備書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、各縦覧場所に設置された用紙などに記入の上、備え付けの意見箱に投函いただくか、提出先まで郵送ください。

【意見書の記載事項】

1. 提出者の氏名及び住所
2. 準備書に対する環境保全の見地からの意見

【意見書の提出期限】 平成28年9月12日(月) 当日消印有効

【意見書の提出先及び問合せ先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

電話：03-5404-5337

お問合せ時間：土日祝日を除く午前9時15分から午後5時30分まで

環境影響評価準備書についての説明会

● (仮称) 三大明神風力発電事業環境影響評価準備書

1. 8月23日(火) 19:00～21:00(予定) 渡戸高野多目的集会所
2. 8月24日(水) 14:00～16:00(予定) 上遠野公民館
3. 8月24日(水) 19:00～21:00(予定) 入遠野公民館

● (仮称) 田人神風力発電事業環境影響評価準備書

1. 8月25日(木) 19:00～21:00(予定) 入旅人集会所

インターネットによる「お知らせ」
 (株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

【トップページ】

環境影響評価図書ウェブサイト



(仮称)三大明神風力発電事業

お知らせ

平成28年7月29日(金)	(仮称)三大明神風力発電事業に係る環境影響評価準備書の電子縦覧について
平成28年7月29日(金)	(仮称)三大明神風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について
平成27年7月31日(木)	(仮称)三大明神風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表を終了しました
平成27年7月1日(水)	(仮称)三大明神風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について
平成27年7月1日(水)	(仮称)三大明神風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について
平成26年11月21日(金)	(仮称)三大明神風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表を終了しました
平成26年10月21日(火)	(仮称)三大明神風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表について
平成26年10月21日(火)	(仮称)三大明神風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について
平成26年10月21日(火)	(仮称)三大明神風力発電事業 ホームページを開設致しました

インターネットによる「お知らせ」

(株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

【電子縦覧について①】

(仮称) 三大明神風力発電事業に係る環境影響評価準備書の電子縦覧について

平成28年7月29日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス



当社は、平成28年7月29日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 三大明神風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出ました。準備書及び要約書を、環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

準備書

正誤表

正誤表 [104KB]

表紙・目次	準備書 1/25 [253KB]
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	準備書 2/25 [61KB]
第2章 対象事業の目的及び内容	準備書 3/25 [6.46MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	
3.1 自然的状況	準備書 4/25 [6.59MB]
3.2 社会的状況	準備書 5/25 [3.85MB]
第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法	準備書 6/25 [4.538MB]
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	準備書 7/25 [473KB]
第6章 方法書についての意見及び事業者の見解	準備書 8/25 [273KB]
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	準備書 9/25 [554KB]
第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	準備書 10/25 [3.62MB]
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	準備書 11/25 [61KB]

【電子縦覧について②】

第10章 環境影響評価の結果	
10.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	
10.1.1 大気環境	準備書 12/25 [4.72MB]
10.1.2 水環境	準備書 13/25 [2.90MB]
10.1.3 その他の環境	準備書 14/25 [2.02MB]
10.1.4 動物	準備書 15/25 [10.56MB]
10.1.5 植物	準備書 16/25 [5.08MB]
10.1.6 生態系	準備書 17/25 [8.71MB]
10.1.7 景観	準備書 18/25 [5.87MB]
10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場	準備書 19/25 [1.07MB]
10.1.9 廃棄物等	準備書 20/25 [128KB]
10.2 環境の保全のための措置	準備書 21/25 [355KB]
10.3 事後調査	準備書 22/25 [168KB]
10.4 環境影響の総合的な評価	準備書 23/25 [278KB]
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	準備書 24/25 [62KB]
第12章 その他環境省令で定める事項	準備書 25/25 [5.75MB]
資料編	資料編 [921KB]
要約書	要約書 [2.05MB]

準備書及び要約書は、平成28年7月29日（金）～平成28年8月29日（月）の期間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものです。（承認番号 平28情使、第335号）

本書に掲載した地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）、電子地形図25000、電子地形図20万及び基盤地図情報を使用しました。（承認番号 平28情使、第275号）

